

改正

令和元年12月9日告示第48号

令和3年12月23日告示第143号

南関町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業の指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(対象事業)

第3条 法第115条の45の3に掲げる指定事業者が実施する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 介護予防ケアマネジメント

(申請者の要件)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定の申請をしようとする者は、法人でなければならない。

(指定の申請等)

第5条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）申請書（様式第1号）、その他省令第140条の63の5に規定する書類を町長に提出して行うものとする。

- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは、当該申請をした者に事業者指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入り口その他公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 前3項の規定による指定の有効期間は、平成30年3月31日までの期間とする。ただし、平成30年4月1日以降の指定の有効期間は、5年間とし、その後の有効期間は6年間とする。

(指定の基準)

第6条 省令第140条の63の6に規定する町が定める基準は、省令第140条の63の6第1号イに規定する基準とする。

2 指定事業者の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）以外の者でなければならず、かつ、指定事業者は、暴力団員がその事業活動を支配するものであってはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、同行の基準に規定する記録の整備に係る基準については、当該記録の保存の期間は、その完結の日から5年間とする。

(指定の拒否)

第7条 前条に規定する指定事業者の指定を行うことにより、南関町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合又はその他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出等)

第8条 第5条第2項の規定により、指定事業者の指定を受けた者は、同条第1項の申請書の記載事項に変更が生じた場合にあつては介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届書（様式第3号）により、指定を受けた事業を廃止し、休止し、又は再開する場合にあつては介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、町長に届け出るものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第9条 町長は、第5条及び第6条の規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、熊本県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に対して当該指定等に係る事業者に関する次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定等年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程等
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前項に掲げるもののほか、町長が適当と認める情報

(指導及び監査)

第10条 町長は、総合事業の適正かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業の指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 町長は、この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し、必要な業務を行うことができる。

附 則 (令和元年12月9日告示第48号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年12月23日告示第143号)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。